

## 令和8年度山口県立総合医療センターエレベーター内広告掲出募集要領

山口県立病院機構では、山口県立総合医療センターエレベーター内へ掲示する広告を次のとおり募集します。

### 1 掲出場所

- (1) 所在地 防府市大字大崎10077番地
- (2) 施設名 山口県立総合医療センター 外来用エレベーター（3基）
- (3) 利用者数  
職員：約1100人  
外来者数：約840人／日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）  
病床数：504床（一般病床490床、感染症病床14床）

### 2 広告媒体

山口県立総合医療センター外来用エレベーター内の左右壁面の広告掲示板  
（広告掲示板は当センターが設置します。）

### 3 広告の規格

B2判縦（縦728mm×横515mm）以内

### 4 募集枠数 5枠

### 5 広告掲出対象期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※広告内容は1か月単位で変更可能です。

### 6 広告料（1枠当たり）

- (1) 本館棟中央エレベーターの4枠  
令和8年4月1日から令和9年3月31日 1か月当たり 8,900円
  - (2) 本館棟正面玄関東側エレベーターの1枠  
令和8年4月1日から令和9年3月31日 1か月当たり 4,700円
- ※上記価格には消費税及び地方消費税を含まれています。  
※上記広告料には、資産貸付料相当額が含まれています。

### 7 募集方法等

- (1) 募集期間  
令和8年3月2日（月）から募集終了（広告掲出者が決定する）まで
- (2) 広告の掲出申込期間  
広告掲出対象期間で1か月以上とします。

(3) 申込方法

山口県立総合医療センターエレベーター内広告掲出申込書(様式1)に、必要事項を記入のうえ、事務部経理課まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は募集期間内とします。

(4) 広告掲出者の決定方法

募集期間内の先着順とします。

(5) 広告料等の納付

病院が指定する納期までに納入してください。

8 広告内容の審査

広告内容について、事前に審査を行います。(山口県立総合医療センターエレベーター内広告掲出承認願(様式2)を提出してください。)

審査後、掲出の可否についての結果を通知します。(様式3、様式4)

9 掲出できない広告

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの(選挙に係るものを含む)
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成及び風致を害するおそれのあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 前各号で掲げるもののほか、機構資産に掲載する広告として適当でないと認められるもの

詳しくは、「山口県立病院機構広告取扱要綱」及び「山口県立病院機構広告掲載基準」を参照のこと。

10 問い合わせ先

〒747-8511

防府市大字大崎10077番地

山口県立総合医療センター

事務部経理課 担当 池田

TEL: 0835-22-4411

FAX: 0835-38-2210